

## 令和3年度 第1回大阪府文化財保護審議会 議事要旨

日 時：令和3年11月19日（金曜日）午前10時～12時  
場 所：大阪府咲洲庁舎 41階大会議室（ウェブ会議システムを併用）  
出席者：咲洲庁舎 岩崎委員、佐島委員、伊藤委員、菱田委員  
オンライン 岩間委員、根立委員、末兼委員、大場委員、玉田委員、  
桑山委員、犬木委員、福原委員、長谷川委員 以上13名  
事務局（文化財保護課長、課員）

### <開 会>

事務局から本審議会への出席委員が13名であり、大阪府文化財保護審議会条例の定める定足数である、委員17名の半数を満たしたことを報告。

### <議 題>

- ・大阪府指定文化財の指定について（諮問）

### ○有形文化財（建造物）にほんきりすときょうだんおおさかきょうかいほんかん日本基督教団大阪教会本館<新指定案件>

（事務局より調書に基づき説明）

大場委員：先日、現地を視察した。ヴォーリズ建築の中で教会建築は、華やかなゴシックスタイルのものが多く印象がある。ロマネスクのものはきわめて数が少なく、大阪教会本館と、九州学院チャペルの2つくらいであると思う。大阪教会の意匠的な特徴は、内部に入ると木造の小屋組みが露出している点である。ロマネスクよりももう一段古い、教会堂建築の黎明期にイタリアで起こった初期キリスト教（バシリカ式）の建築様式にむしろよく似ているのではないかという印象を持った。たとえば、イタリアのローマにサンタ・マリア・イン・コスメディン教会の堂内の構成が、大阪教会と大変よく似ているという印象を受けた。イタリアにおけるロマネスクの時代の教会は、教会堂に加えてベルタワーと洗礼堂が独立して建っており、三位一体で成り立っている。大阪教会も、教会堂、鐘楼が独立して建っていることが、きわめて大きな特徴である。そして洗礼堂が、大阪教会の場合教育館に対応するかと考える。そのような全体の配置含めて、大阪教会はイタリアのロマネスクの時代の教会に非常に類似していると思う。また、ベルタワーが独立して建つ教会は、国内でも非常に例が少ないのではないかと思う。

日本の近代建築の教会建築を見渡しても、一般的にゴシックスタイルが多く、ベルタワーを持ったもの、あるいは初期キリスト教建築に通ずる意匠をそなえ

たようなものはきわめて希少であり、大阪教会は日本の教会堂建築の中でも大変特徴的な建物と受け止めた。

しかも指摘のように、大阪教会は関東大震災の直前にできた建物で、純然たるレンガ造ではなく、レンガ、コンクリート、鉄筋を組み合わせた、非常に高度なハイブリッドな工法が使われている。レンガ造の発展型、最終形態、到達点を示す事例としても意義があるのではないかと感じた。先に申し上げたヴォーリズ建築でロマネスク様式の教会である九州学院チャペルは、関東大震災直後に竣工したもので、純然たる鉄筋コンクリート構造である。大阪教会は、近代建築の構造的技術の発展史を語る資料としても、大変注目すべき建物である思っている。

今回審議にいたったことは誠に意義深いと私も思っている。よろしくご審議いただければと思っている。

福原委員：文章の1ページ目の「建築的特徴について」では「本館の西側には緑豊かな庭を配し」と書かれ、評価の部分では「玄関へと通じるアプローチに緑の前庭が計画されており」と書かれている。庭は計画ではなく実際に造られているので、この文章が少し気になった。

事務局：1ページ目に「計画され」という文章を入れるべきで「緑豊かな庭が特徴的」というところが評価にあたるので、文章を修正する。

末兼委員：ベルタワーが独立しているとのこと。私は金属工芸を担当しているので、どういったタイプの鐘がかかっていたのか、ないしは今もかかっているのか、非常に気になる。

事務局：現在、鐘はベルタワーに設置されていない。教会には当初の鐘ではないかと思われるものが残されているがベルタワーの広さに対して大変小さいく、はっきりとしたことがわかっていない。

末兼委員：京都にもこのような教会のものがあって、ベルを見て欲しいと言われて調査にうかがうことがあるが、なかなか当初のベルが残っていない。大阪教会に当初のものと思われるものが残っているのであれば、大変興味深いと思った次第である。

玉田委員：私も先日調査にうかがい、大変貴重な建物だと再確認した。意匠上の特徴については大場先生がおっしゃった通り、他に例の少ないタイプのもので、非常に希少価値が高いと言える。

さらに、改修履歴をしっかりと記録されていることが非常に貴重かと思う。建造物の元々の構造を知る機会は、改修のときである。どのように改修されたという記録が、その都度取られている点が、今後の維持管理においても非常に重要だと思った。

特に、意匠上、文化財的価値を損なわないための改修を苦心してされておられ、一番重要な聖堂の部分に大きな手を加えられることなく、かつ構造的な補強をされていて、阪神淡路大震災を乗り越えて維持されてきた点は評価されてよいと思う。実際に、改良が功を奏して今にいたっているということであるので、構造補強の仕方や改修の仕方なども、今後教会建築やレンガ造建築の改修の手本にもなり得る。

以上のように、元々のオリジナルの価値に加え、履歴も非常に評価できるのではないかと思っている。

福原委員：庭園について。1階の平面図では、建物はしっかりと描かれているが、庭園についてはあまり調査されていないのではないかと気になる。おそらくヴォーリズは、庭園に対してもかなり力を入れていて、何かしらのアイデアあるいは技法があるのではないかと考えている。できれば、引き続き庭園も調査していただければありがたいと思う。

事務局：樹木を描き加えるなど、実態に合わせた図面を準備したいと思う。

岩崎会長：今回の指定にあたっては、改修をどう評価するかというのが大きなポイントかと思ったのだが、先ほど玉田委員から、むしろ積極的に評価できるとご意見をいただいた。

長谷川委員：文化財の指定の範囲についてうかがいたい。図面を見て、先ほど福原先生がおっしゃったように、庭も重要かと思ったのだが、庭は指定されていないのか。門扉の柱の部分は文化財として指定される予定なのか。もう1点は家具、調度品について。こちらは、どこまでが指定されるのか。

事務局：今回は建築物に限った指定と考えている。網かけをした部分を指定範囲と予定している。家具については、聖堂に並べられた長椅子72点と、階段室に数点、3階のギャラリーにも数点椅子がある。さらに、現在は取り外されているが、

スタンドグラスもあり、これらを<sup>つたり</sup>附として指定していきたい。オルガンは、ある程度の数を生産していたものと考えられ、建物と一体として設計されたものとは言えないことから、調書のなかで紹介はしたものの、指定範囲とはしない予定である。なお照明器具については、建物に固定されているので、一体的なものとして評価し、附にはしない予定である。

岩崎会長：今の説明によると、照明器具は建物と一体的であるので、照明器具も同時に指定ということでよいか。取り外されているものはなかったか。

事務局：そのとおり。取り外されているのは、スタンドグラスである。

岩崎会長：附についても、特に問題はないか。できれば附にする方向でということでしょうか。

伊藤委員：ヴォーリズ建築事務所による計画案が6案あったとうかがった。計画案が今の建築物の形に発展していったのか、あるいは6案のうち1案が実施案となったのか。もう1つ「改修履歴」の耐震について。耐震診断された上で、震度何相当に対応できる施工がなされたのか。

事務局：当初は敷地いっぱい教会堂が建つ、かなり大きいものが想定されており、平面形は正方形に近いものが計画されていた。タワーも独立したのではなく、教会堂と一体のもう少し背の低いものだった。最後のF案が最終形に近いものになるかと思う。何案か計画されていく中で発展してきたと言えるかと思う。また6案の様式はゴシック調のものがあればロマネスク調のものもあり、デザインも平面計画も現在のものに向かって発展してきているということが言えるのではないかと考えている。

2点目の、耐震診断がなされたかについては、確認ができていない。耐震改修にあたっては、歴史的な建物の構造の専門家に入っていただき、その方からご指導いただいたときいている。

佐島委員：3ページ目の評価について。「種々の集会をはじめ多用途に供することのできる、地域にひらかれた新しい教会堂としての側面を有している」とあるが、まず「地域にひらかれた」ということは、信者ということではなく地域ということなのかということと、「新しい教会堂」というのはどのような意味なのだろうかということを確認させていただきたい。

事務局：「地域にひらかれた」というのは、建築当初は木造の教育会館があり、そこに地域の人々にも使っていただける図書館や社交室などがあった。現在は、牧師館や礼拝堂として使われているので、用途は変わっているが、現在も常時ではないが地域に開かれている。また教会は信者のためだけではなく、地域のためのものだという思いのもと礼拝時は基本的に誰でも入れるよう開放されている。「地域にひらかれた教会堂」というのは、元々は信者のためのものであった教会が、地域のためにひろく使われるべきという理想のもと、大阪教会のように多用途に使われる機能を持つようになった。

岩崎会長：評価の1番下の行にある「建築構造に着目すると」というところから、4ページの最初の段落について。先ほど、大場先生から、レンガ造りのハイブリッド建築の達成点、到達点というお話があったかと思う。この点がはっきり分かるようにこの部分を書き直された方が、評価点がはっきりするのではないかと思う。

事務局：ありがとうございます。

岩崎会長：他にご意見はありますか。それでは、この大阪教会は、指定に向けて検討を進めるということで確認をしたい。

○有形文化財（書跡・典籍）<sup>こんごうじいっさいきょう</sup>金剛寺一切経 <新指定案件>  
（事務局より調書に基づき説明）

根立委員：この一切経の目録は、落合さんが作られたものがあるのか。

事務局：はい。落合氏を中心とする研究グループによる調査により、目録が作成されている。それを元に、本課にて確認調査を行い、その内容を反映したものを指定目録にしたいと考えている。

根立委員：それをなぜ会議資料として出さないのか。

事務局：目録は会議室に準備しているが、四千巻と大部であることから、すべてを会議資料として事前配布することは難しい。会場で回覧資料としてお返ししたい。

根立委員：大部であることは分かっているが、少なくとも担当分野の先生方には必ず見てもらいたい。それがあれば、長い説明をする必要がないと思う。それと、もう1つ、金剛寺一切経の評価の中に、「日本列島のみならず東アジアにおける仏教学上極めて資料的価値が高い」とある。確かに、宋版のものがあることを考えると価値は高いと言えるが、「極めて資料価値が高い」とまで評価しているのかどうか。質問は以上である。

事務局：残っている資料の特徴としては、先ほど申し上げた内容であるが、少し表現を考え、答申の際には再度お示ししたい。よろしくをお願いします。

岩崎会長：では、若干の修正を加えるということによいか。他に何かあるか。目録については、担当の方が見るということになるのか。四千巻とかなり大きなものだが、会議室にいらっしゃる先生方にはご覧いただけるよう、今、回覧を始めた。他に何かございますか。

佐島委員：金剛寺所蔵の経典の中には、すでに重文のものもある。そういうものと一緒に出てきたものであるため、もうすでに指定であっても良いようなものだが、一切経だけを今回府指定にするということによいか。最初に出てきたときは、いろんな経典などと一緒に出てきているが、その中から一切経のみ、今回府指定にする、ということになるのか。一応確認である。

事務局：おっしゃる通りである。

岩崎会長：貴重なものが今なぜ指定候補になるのかというお話であったが、調査が進み、かなり精細な目録ができたということが大きなきっかけになったということか。

事務局：はい。

岩崎会長：他に先生方、何かご意見ありますか。

菱田委員：保管状況について。これらはまとまった形で櫃ひつなどに入れられた状況なのか、そういった環境について教えていただきたい。

事務局：保管状況については、現在は収蔵庫に、中性紙の箱に一切経を分割し、収めている状況である。調査が何回も行われており、その間に一切経として整理され、中性紙の箱に収められたという経緯がある。

菱田委員：寺院の活動でもあるので、使ったりする経典があるのかどうか。今後の保存を考える上で、うかがいたい。

事務局：現用のお経はこの中に入っていない。一切経は、主に展示や公開の際に利用されている。文化財的なものとして、保存管理されている。

菱田委員：ありがとうございました

岩崎会長：他に何かございますか。ないようなら、本日ご欠席されている横内委員からコメントをいただいているので、代読する。

#### 【横内委員コメント】

本金剛寺一切経は、30余年にわたる調査により目録が完成し、学界での学術的価値が確認され、保存を講ずる環境が整った。現在、平安院政期にさかのぼる書写一切経でまとまって残るのは、法隆寺一切経・七寺一切経・松尾社一切経・名取神宮寺一切経などがある。これらは地域の拠点寺社を核にした広域的な書写活動により生み出された宗教遺産として評価され国重要文化財に指定されている。金剛寺一切経も、中世成立期における河内・和泉地域の宗教活動を物語る重要史料と考えられ、府の文化財として提案されるにふさわしいと考える。ただし、員数が多数にのぼるため、十全なる確認調査と今後の保存措置を検討しておく必要があることを付言する。

以上である。大変高い評価を与えていらっしゃる。今のコメントに対して何かございますか。

それでは、古文書担当として、私からも若干補足する。今回のご提案は、きわめて妥当なものであると考えている。ただ、中世の写本のなかに、江戸中期の資料が入っているということが問題になってくるかと思う。答申の段階では、その点についても補足して説明していただきたい。以上である。

金剛寺一切経については、答申に向けて調査を進めるということでよいか。よろしく願います。ありがとうございました。

○有形文化財（考古資料）<sup>すえむらかまあとぐん</sup>陶邑窯跡群（<sup>てい-じー</sup>T G 232・231<sup>ごうよう</sup>号窯）<sup>しゅつどひん</sup>出土品

（事務局より調書に基づき説明）

犬木委員：菱田委員とともに、資料を確認した。細かい点だが、冒頭に<sup>いんずう</sup>員数を74点で52個体、21点で16個体とご紹介いただいた。個体数というのは、同一個体のものは、接合はしないものも同一個体と数えるということか。

事務局：はい。接合はできなくても同一個体と認定できるものや、わずかな接点はあるが接合せずに置いているものも含んでいる。

犬木委員：接点がある、あるいは接合の可能性のあるものということであると、員数が減ったり増えたりするのはのぞましくないと思う。接着はしていなくても、接点があるものの数え方は、少し考えたほうがよいのではないか。先ほど写真が出されたが、この資料は基本的には破損品、失敗品である。それがなぜ価値があるのかというと、ご紹介いただいたように、800基をこえる窯跡の最古クラスで、今後出土する可能性がなくはないが、ここまで大量に出てくるということは、おそらくないと考えられる。日本の中でも、陶邑窯跡群の中でも、最古クラスの資料であるということかと思う。非常に高い価値があるということ、その点はよいと思う。

その上で、いくつか気になったことについて確認したい。今回、T G 232号窯と231号窯の2つの窯の<sup>はいばら</sup>灰原資料ということだが、22ページ、T G 231号窯の概要というところで、どちらかということ231号窯の方が少し価値が落ちるというようなニュアンスで説明されたかと思う。しかし、231号窯も、出土したコンテナ数や器種などについて、232号窯と同じような説明にされた方がよいのではないか。それから、23ページの註2です。これは大切なことだと思うのだが、「窯で焼成されたと特定できること」という表現について。当然、このT G 232・231号両窯で焼成されたということなのだろうが、この両窯で焼成されたが失敗品のため廃棄され、供給されずに廃棄されたものであると、少し詳しく説明した方がよいのではないか。

それから、もう1点が、註2の後半部分である。「残存率がよく全形が把握できること、を原則として選定し、残存率が悪くても当窯に特徴的な資料をこれらに加えた」とあるが、残存率というのは結局、偶然に左右されるもので、<sup>すゑき</sup>須恵器の価値とはあまり関係のないものである。したがって、基本的には、2つの窯の特徴を示す資料をピックアップしたということを書き、同



じ形のものがたくさんある場合には残存率がよい方を選んだ、というニュアンスになる。残存率がよいものから選んだというわけではないと思うので、少し加筆した方がよい。ここは大切なことなので、本文の方にきちんと盛り込んだ方がよいかと思う。

それから、註3について。少し細かいが、「蛍光X線を用いた化学的分析」ということで、元素組成を調べるという意味での化学的分析であるが、須恵器の場合、そこに鉱物学的な所見や岩石学的な所見も加味しての話であるので、蛍光X線分析は、須恵器などの考古遺物の場合、理化学的分析というのが通常である。その点も加筆していただいたほうがよい。

最後にもう1点。今回、たとえば232号窯は1,400箱の資料の中から抽出ということだが、我々も当然1,400箱を見ていない。事務局の方でも、今回確認はされていないと思うが、このあたりもちょっと補足された方がよい。1,400箱からいきなり選び出したわけではなく、すでに報告書作成の時点でこれはピックアップされている。その時点で重要品についてはピックアップしているが、その点を補足説明しておく必要がある。この点は事務局からどういう方針でお書きになられたのか、お聞きしたい。

事務局：1,400箱の中から今回の点数を選んだプロセスを、というご指摘だったかと思う。報告書で2つの窯を合わせて約800点がピックアップされ、その時点で資料の評価が一定行われているというプロセスが、私としては自明のことと思ってしまっており、記述を省いていた。答申の際の調書では、ご指摘いただいた点、その他の註に関するご指摘について、反映する。

根立委員：名称のつけ方について。「陶邑窯跡群出土品」ということだが、美術工芸などはその後に細目をつける。須恵器が何点等、考古学の視点では、そういうことはされないのか。

事務局：たとえば、重要文化財になっている陶邑の資料は、「大阪府陶邑窯跡群出土品」となっている。そのあたりを意識しながら、今回の名称をつけさせていただいた。

根立委員：通常、国指定はつけていると思う。細目をつけるのが普通だと思う。あるいは指定書に何らかの形でつけるということだと思う。いずれにしても、これは色々な整合性があるので、大阪府がやらないのだということならわかるのだが、その点が少し気になった。

事務局：他の事例も参照し、もし付け直すべきだったら、答申の際にご相談させていただきたい。

根立委員：了解した。

菱田委員：先ほどの根立先生のご指摘は、かなり重要かと思う。このような名称にしているのは、いつ国指定になってもおかしくないというところで、国側としてもおそらく整理を待っているというところだと思う。事務局としては、将来、国指定にこの資料を附<sup>つはたり</sup>としていく際に、うまく整合する名称というのもおそらく意識しているのだろうと思う。また、整合性を持つように、うまく工夫していただけたらと思う。大変貴重な資料であるということは、説明の通りである。抽出のプロセスも、先ほど補足していただいた通りで、かなり苦心して重要なものを構成に入れ、かつ必要十分な量を担保するというご苦勞されていると思った。

昔からの疑問は、231号窯と232号窯があってどうして232号窯が先なのだろうか、どこかで誰かが入れ替えないだろうかということである。私も232号窯を先に挙げるが、今回ちょっと順番は考えどころかと思う。両者は時期的にも遜色なく、違いは量の多寡であると思う。

それから、今回の特徴は、この資料について今まで指定の準備が整っていなかったのは、先ほどご覧いただいた赤い軟質の土器が、本当にこの窯で焼かれたものかどうかという点に関わる。後の年代の窯跡では、このようなものはまったく焼かれていない。最初の窯ゆえの、ややイレギュラーな点をどのように評価するのかということが、あまり定まらないということがあった。これが当然指定の範囲に反映して、これまで悩ましいということになっていたのだが、今回は、軟質の土器も窯の中から、灰原から出ているのだから混入ではなかろうということで、思い切って窯の製品だろうということで指定に含めているということかと思う。これは、1つの思い切りだったかと思う。これを含めることによって、初期の窯業生産の不安定さというか、不思議さを示しているのかと思う。

1点、読んでいて明らかに間違いだという箇所が1箇所だけあるので、指摘しておく。20ページの本文の9行目で「窯体<sup>ようたい</sup>は検出されなかったものの」とあるが、実際には新しい時期の窯が1基、同じ場所で見つかっている。現在の書き方ではそれが除かれてしまうため、「これらの資料を焼成した窯体は」と補わないと不正確になる。この点について訂正をお願いする。以上である。

事務局：ご指摘いただいた点について、反映と修正をさせていただきたい。

岩崎会長：私も、番号がなぜ小さい方から並ばないのか不思議だったのだが、普通はどのようなのか。こういうことはあるのか。

菱田委員：若干、学史に関わる内容だが、232号窯の資料が最初にクローズアップされて論文等でも扱われた後に、231号窯もあるということで、報告書では同じ時期の資料として両方を等しく見ていくという形になってきたという経緯がある。最初に注目されたもの、大庭寺おほてらの窯ということで有名になったものが、TG232号窯だった。現在は、231号窯の資料も同等のものとして扱えるということで、「232・231」で定着している。しかし、よく考えると、なぜ順番が逆になるのかという状況であり、指定を契機に変更するというのも1つの手かと思っている。

岩崎会長：少し検討をいただき、あまり影響が少ない方がよいかとも思うので、検討事項としていただいたらと思う。